

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４５４）」
2. 日 時：平成２９年１０月２４日 １３時３０分～１８時５０分
3. 場 所：原子力規制庁 ８階 Ａ会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他１２名）

5. 要旨

（１）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「45 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」、「58条 計装設備」等について、9月27日及び10月13日に提出された資料並びに本日の提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<58 条 計装設備>

- パラメータ記録時に使用する設備である緊急時対策支援システム伝送装置の電源は、重大事故等時に緊急時対策所ディーゼル発電機から電力が供給されるか否かを確認し、必要があれば資料に反映すること。
- 添付資料 1.15.4 重大事故等対策の成立性における可搬型計測器の接続操作について、所用時間の目安としている①緊急時対策所から中央制御室までの移動時間、②可搬型計測器 1 測定点あたりの時間等について、その設定時間の妥当性を整理して説明すること。
- 第 1.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）において、「重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ」において、各パラメータの位置付けが注釈を付した形で説明されているが、一部のパラメータについては、注釈が無く、その位置付けが不明確であるため、説明を追加し、提示すること。
- 可搬型計測器を用いて測定を行う計器の範囲（重要計器、常用計器、重要代替計器又は常用代替計器）を整理して説明すること。
- これまでに行った指摘に対する回答について、適切に審査資料に反映すること。また、当該の「58 条 計装設備」以外の設備における方針変更に伴う記載内容の変更についても適切に反映すること。

<45 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備>

- 原子炉水位の監視・制御に係る手順において、計装設備である「原子炉圧力」、「原子炉圧力（SA）」及び「サプレッションプール水位」を主要設備として使用することをパラメータ監視の多重性の観点から検討すること。

<46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備>

- 重大事故等対処設備である「逃がし安全弁（自動減圧機能）」、「逃がし安全弁（過渡時自動減圧機能）」及び「逃がし安全弁（逃がし弁機能）」について、使用するシーケンス又は手順が異なることから、設備仕様における「逃し安全弁」という整理を上述の各安全弁が識別できる形で再整理し、提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 緊急用海水系（常設）の代替残留熱除去系海水系（可搬）に対する同等性について
- ・ ディーゼル駆動消火ポンプ燃料移送系その他設備への悪影響について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第45条）